

国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

これまで、国税当局、地方税当局及び関係団体においては、キャッシュレス納付の利便性向上と普及促進に向けて、様々な取組を進めてまいりました。また、金融界においても、税・公金収納の効率化・電子化に向けて、様々な関係者に働きかけを行ってまいりました。

こうした取組のもと、キャッシュレス納付の利用割合については、年々上昇傾向にありますが、未だ普及の余地が大きい状況にもあります。

より多くの方々がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しています。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和6年5月30日

[共同宣言者]

日 本 銀 行	日 本 税 理 士 会 連 合 会
一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人全国青色申告会総連合
一般社団法人全国地方銀行協会	公益財団法人全国法人会総連合
一般社団法人第二地方銀行協会	全 国 間 税 会 総 連 合 会
一般社団法人全国信用金庫協会	全 国 納 税 貯 蓄 組 合 連 合 会
一般社団法人全国信用組合中央協会	公 益 財 団 法 人 納 税 協 会 連 合 会
一般社団法人全国労働金庫協会	全 国 知 事 会
農 林 中 央 金 庫	全 国 市 長 会
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	全 国 町 村 会
日本マルチペイメントネットワーク運営機構	地 方 税 共 同 機 構
金 融 庁	総 務 省
	国 税 庁

滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、令和 6 事務年度は、以下の税務署で実施します。

滞納整理事務の集中化実施署	
（中心署）	（対象署）
宇都宮署	真岡署、氏家署
栃木署	佐野署
前橋署	沼田署、中之条署
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署、 <u>佐渡署</u>
長岡署	小千谷署、 <u>十日町署</u>
新発田署	<u>村上署</u>
高田署	柏崎署、糸魚川署
長野署	信濃中野署
松本署	大町署
<u>伊那署</u>	<u>飯田署</u>

（注）下線は、本年 7 月 10 日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

- 滞納整理
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談
納付相談は、引き続き、対象署の管理運営・徴収部門（一部の署については総務課）において対応します。
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。

令和6年1月以降相続開始分

相続税申告書第11表の様式改訂

【相続税がかかる財産の明細書】



概要

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を分割するなどの改訂を行うこととしました。

～ 4種類の様式に分割し、合計表を追加～

第11表

第11表（合計表）

第11表の付表1（土地・家屋等用）

第11表の付表2（有価証券用）

第11表の付表3（現金・預貯金等用）

第11表の付表4（その他の財産用）

相続税申告は「e-Tax」をご利用ください！

- 国税庁ホームページ内に、相続税e-Taxに関する情報を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、e-Taxに関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類など、相続税e-Taxを利用する際に参考となる情報を掲載しています。

相続税e-Tax
特設サイト

《第11表（合計表）》

遺産の分割状況や分割年月日、相続財産を
取得した人の氏名の一覧を記載します。

相続財産を取得した人ごとに、取得した財産の価額の合計額を記載します。

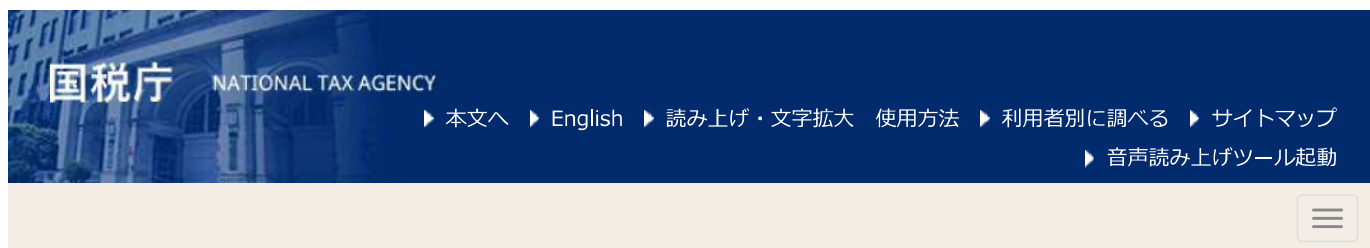
《付表2（有価証券用）》

[illegible]

《付表4（その他の財産用）》

相続税がかかる財産の明細書				被相続人の氏名		
(事業) (農業) 用財産・家庭用財産・その他の財産用)						
この明細書は、相続税がかかる財産（相続税計算課税対象財産を除きます。そのうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。）						
財 産 の 明 細			分 割 が 確 定 し た 財 産			
遺産	財産の名称等		数量	価額	財産を所有した人の番号	取得財産の価額（円）
	種類 時期 場所	備考	単価（円）	価額（円）		

※2 「申告書イメージ」は、e-Tax帳票の開発中のものであり、実際のものとは異なる場合があります。



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [税目別情報](#) / [相続税・贈与税](#) / 相続税e-Tax特設サイト

相続税e-Tax特設サイト

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

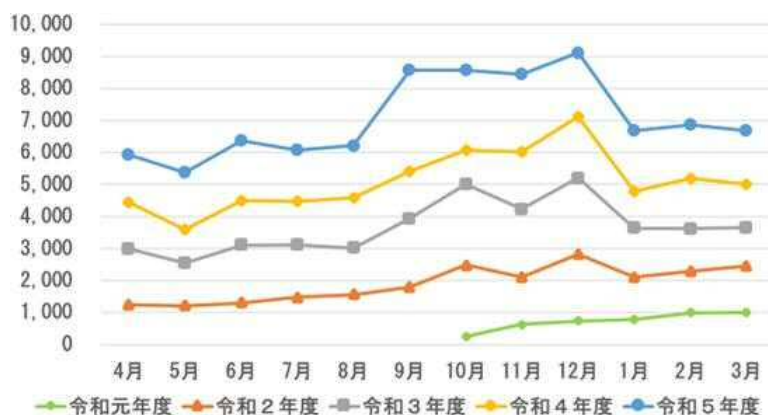
相続税e-Taxの利用率・利用件数は年々増加し、多くの方がe-Taxのメリットを享受しており、更なる向上を目指しています。

【相続税e-Taxの利用件数】



※ R5 年度の利用率は、後日公表予定

【利用件数（月別）の推移】



税理士の皆さまへ

相続税e-Tax（電子申告）のメリットや税理士の皆さまが代理送信する場合のQ&A、イメージデータで提出可能な添付書類などについてはこちらをご覧ください。

- ▶ [税理士の皆さまへ【相続税申告はe-Taxをご利用ください】（PDF/885KB）（令和6年4月）](#)
- ▶ [相続税申告の作成・提出についてよくある質問](#)
- ▶ [イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）（PDF/311KB）](#)
- ▶ [「財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合」変更等届出書の記載例（PDF/466KB）](#)
- ▶ [相続税e-Tax申告の受信通知の機能改善【令和6年1月4日以降】（PDF/454KB）](#)
- ▶ [相続税申告書第11表の様式改訂【令和6年1月以降相続開始分】（PDF/438KB）](#)

相続税申告をされる皆さまへ

相続税e-Tax（電子申告）のメリットやe-Taxによる申告に必要な利用者識別番号の確認方法はこちらをご覧ください。

- ▶ [相続税の申告を税理士に依頼される方へ「相続税申告はe-Taxをご利用ください」（PDF/780KB）（令和6年5月）](#)

納付する税額がある皆さまへ

キャッシュレス納付のメリットやよくあるご質問はこちらをご覧ください。

- ▶ [使ってみると便利です！キャッシュレス納付！【A3】（PDF/2,733KB）](#)

[↑ このページの先頭へ](#)

税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください

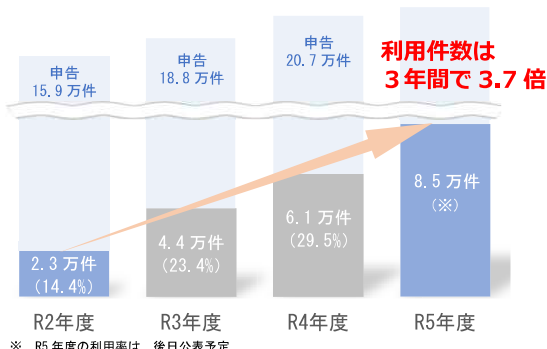


国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政の DX の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① 24 時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代 (紙代)・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ！

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者 (相続人等) の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

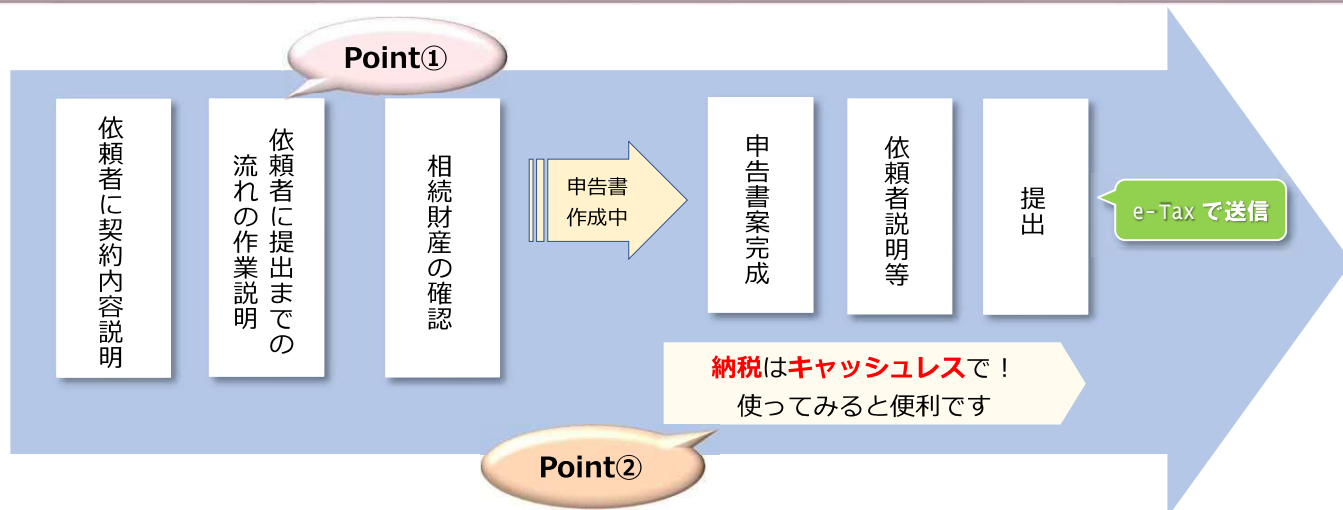
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから





Point①

まずは利用者識別番号を確認！

- （申告書を提出する）財産取得者（相続人等）全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の
詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）を利用するため、**事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクト
の詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局（沖縄国税事務所を含む）・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの収
受日付印の押なつの見
直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律の通話料金）
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

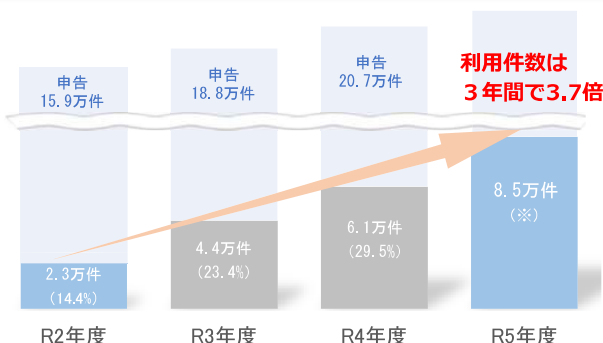
相続税の申告を税理士に依頼される方へ

相続税申告は e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

相続税e-Taxの利用件数は年々増加



インターネットを利用して申告や納税
 手続きをすることができるので、税務署や
 金融機関に出向く必要はありません。

利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。

なお、過去に所得税申告や贈与税申告などでe-Taxをご利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

また、**税理士に申告書の作成を依頼される際は**、利用者識別番号の有無に応じて、**下欄にチェックいただき、この用紙を税理士にお渡しください。**

☐ 利用者識別番号が**分かる方**

下欄に利用者識別番号を記載してください（確認方法は裏面をご覧ください。）。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

☐ 利用者識別番号を**取得したことがない**又は**分からない方**

利用者識別番号の取得又は確認はご自身で行うか、税理士に依頼することもできます。

☐ 税理士に利用者識別番号の取得又は確認を依頼する。

☐ ご自身の住所地を管轄する税務署に利用者識別番号の取得又は確認を行い、後日、税理士に利用者識別番号を伝える。

住所

氏名



利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続きをされたことがありますか？

はい or 覚えていない

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

—書類の一例—

◎申告書等送信票

国税庁 e-tax (20.0.1)		受付日時 受付番号:	
令和05年分の申告書等送信票(兼送付書) 一控用一			
この送信票(兼送付書)は、電子データで送信した書類や別添付書類に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。 提出する書類のない方は、この送信票(兼送付書)の提出は不要です。			
姓	所	(〒 -)	
氏	名		
整理番号		利用者識別番号	
受付日時		受付番号	

◎確定申告のお知らせ

重要

**令和5年分
確定申告のお知らせ**

※ 確定申告書の用紙の交付代替で、
このお知らせをお送りしています。

このお知らせは、税務署などから確定申告書や申請書を作成された方へ確定申告書・決算書類の提出に代えて送付しています。

令和5年分確定申告書の提出に必要な情報

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

※ XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 様

＜電子申告（e-tax）に関する事項＞

- ① 利用者が1名だけ

XXXX XXXX XXXX XXXX

② パスワード形式（NNNN）

※ XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

- ③ ダイクト納付

※ 利用開始前については、e-taxのホームページをご覧ください。

＜所税並びに所得税特別申告に関する事項＞

- ① 申告の種類
- ② 電算機に基づく合計（又は源泉申請書の提出状況）
- ③ 定額納付額（合計）

NN NN
NN NN
NN NN
NN NN

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ず「本人様ご用紙」を御覧ください。

はい

いいえ

e-Taxのマイページを確認できますか？

The diagram illustrates the navigation path from the 'マイページ' (My Page) menu to the '基本情報' (Basic Information) section. On the left, a vertical menu lists four options: '確定申告' (Final Return), '申請書・納付書を作成' (Create Application and Payment Document), '送信結果・お知らせ' (Delivery Results and Notices), and 'マイページ' (My Page). The 'マイページ' option is highlighted with a red box. An arrow points from this box to the right, where the 'マイページ' page is shown. In this page, the '本人情報設定' (Personal Information Settings) section is visible, with the '基本情報' (Basic Information) tab highlighted by a red box. An arrow points down from this tab to the '基本情報' section below, which displays the '利用者識別番号' (User Identification Number) as a series of 'X' characters.

※ マイナポータルの「外部サイトとの連携」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。

詳細は、e-Taxホームページ「[マイナポータルとの連携](#)」をご確認ください。

※ 利用者識別番号は、e-Taxソフト（Web・スマホ版）・受付システムからも確認できます。



【マイナポータルとの連携】

はい

いいえ

お持ちの書類に記載または表示された
利用者識別番号をご利用いただけます。
※ この番号を税理士へお伝えください。

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。

※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。

※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法（ダイレクト納付のご案内）

事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。

※ e-Tax送信の場合は1週間程度、書面提出は1か月程度で利用可能となります。

※ 税理士によるe-Taxの代理送信での提出はできません

詳細は、国税庁ホームページ「[ダイレクト納付の手続](#)」をご確認ください。



【ダイレクト納付の手続】

イメージデータで提出可能な添付書類 (相続税申告)

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 相続税申告においては、原則として、全ての添付書類をイメージデータで提出可能です。
 以下の「添付書類の名称」は、例示として掲げているものであり、提出する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、提出することができます。
 なお、例外として、一部の担保提供関係書類については、書面による提出が必要です（Ⅲを参照）。
 また、イメージデータ・書面ともに原則提出不要な書類については、Ⅳを参照してください。
- 法令により『登記事項証明書（不動産及び商業・法人）』の添付が規定されている手続については、申告者が必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は[こちら](#)のページをご覧ください。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目		添付書類の名称
1	e-Tax (XML 形式) による提出ができない申告書	「 相続税申告等の e-Tax 提出方法一覧 」で「PDF」と表示した帳票
2	一般の場合（3～17 の特例等の適用を受けない場合） （相続税法第 27 条）	次のいずれかの書類 (1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本の写し（相続開始の日から 10 日を経過した日以後に作成されたもの） (2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、ます。） なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
3	相続時精算課税適用者がいる場合 （相続税法第 27 条）	① 上記 2 に掲げる書類 ② 被相続人の戸籍の附票の写し（※） ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限り、ます。

主な項目		添付書類の名称
4	配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 (相続税法第 19 条の 2)	① 上記 2 に掲げる書類 ② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ③ 相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの) ④ 申告期限後 3 年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合)
5	小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 (租税特別措置法第 69 条の 4)	【共通】 上記 4 に掲げる書類
	【特定居住用宅地等】	
	被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。
	被相続人の親族で、相続開始前 3 年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	① 相続開始前 3 年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (※) ② 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③ 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。
	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合	① 被相続人の戸籍の附票の写し ② 介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③ 施設への入所時における契約書の写し など
	【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限ります。	総務大臣が交付した証明書

主な項目		添付書類の名称
	【特定同族会社事業用宅地等】 【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成 30 年 4 月 1 日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限り ります。	① 法人の定款の写し ② 法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有するその法人の株式の総数（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの 過去 4 年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで 3 年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類
6	特定計画山林の特例の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 69 条の 5）	① 上記 4 に掲げる書類 ② 市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し など
7	特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例の適用を受ける場合 （平成 21 年改正前の租税特別措置法第 69 条の 5）	上記 4 ①～③に掲げる書類 など
8	農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 70 条の 6）	① 上記 4 ①～③に掲げる書類 ② 農業委員会の適格者証明書等 など
9	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 6）	① 上記 4 ①～③に掲げる書類 ② 定款の写し ③ 株主名簿の写し など
10	非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 8）	① 上記 4 ①～②に掲げる書類 ② 定款の写し など
11	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 2）	① 上記 4 ①～③に掲げる書類 ② 定款の写し など
12	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 70 条の 7 の 4）	① 上記 4 ①～②に掲げる書類 ② 定款の写し など
13	山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 （租税特別措置法第 70 条の 6 の 6）	① 上記 4 ①～③に掲げる書類 ② 特例の適用要件に該当することの市町村長の証明書及び農林水産大臣の証明書並びに農林水産大臣の確認書 ③ 市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し及び森林経営計画の市町村長等の認定に係る通知の写し ④ 森林法第 17 条第 2 項の届出書の写し など

主な項目		添付書類の名称
14	医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 (租税特別措置法第70条の7の12)	① 上記4①～③に掲げる書類 ② 認定移行計画の写し ③ 相続開始の直前及び相続開始の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し など
15	医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合 (租税特別措置法第70条の7の13)	① 上記14①～③に掲げる書類 ② 出資持分の放棄申出書 など
16	特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 (租税特別措置法第70条の6の7)	① 上記4①～③に掲げる書類 ② 認定保存活用計画に係る計画書の写し及び認定に係る通知の写し ③ 評価価格通知書の写し ④ 寄託先美術館の設置者に寄託していたことを明らかにする書類 など
17	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 (租税特別措置法第70条の6の10)	① 上記4①～③に掲げる書類 ② 特定事業用資産の区分に応じて定める書類（地方税法第393条の規定による通知書など） ③ （被相続人が60歳以上で死亡した場合）後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る一定の事業に従事していた旨及びその事実の詳細 など
18	納税猶予適用に係る担保提供関係書類（上記8～14、16～17）	※ 上記17までの書類とは別ファイルでイメージ化願います
	（共通）	担保提供書
	（担保種別）	
	土地	① 登記事項証明書 ② 固定資産税評価証明書
	建物・立木・	① 登記事項証明書 ② 固定資産税評価証明書
	保証人（個人）	① 保証人の土地・建物の登記事項証明書 ② 保証人の固定資産税評価証明書 ③ 保証人の収入を確認できる書類（源泉徴収票等）
	保証人（法人）	① 保証法人の土地・建物の登記事項証明書 ② 保証法人の登記事項証明書（もしくは法人番号等の記載のある書類） ③ 保証法人の直近決算期の貸借対照表・損益計算書の写し ④ 議事録の写し

※1 法令上提出する必要がある書類のうちイメージデータにより提出できない書類については、「Ⅲ 書面による提出が必要な書類」をご覧ください。

※2 『[取得した不動産に係る不動産番号等の明細書（相続税・贈与税用）](#)』は、相続税申告においては電子データ（XML形式）に対応していないため、イメージデータで提出可能です。

Ⅱ I 以外で提出をお願いしている書類

主な項目		添付書類の名称
1	申告書作成時の検討内容を確認する書類	① 相続税の申告のためのチェックシート ② 税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕
2	相続財産の分割等に関する書類	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。）
3	財産の評価に関する書類	① 取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ② 上場株式の評価明細書 ③ 登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤ 配偶者居住権等の評価明細書 ⑥ 一般動産及び船舶の評価明細書 ⑦ 定期借地権等の評価明細書 ⑧ 市街地農地等の評価明細書 ⑨ 山林・森林の立木の評価明細書 ⑩ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑪ 営業権の評価明細書 ⑫ 定期金に関する権利の評価明細書 ⑬ 信託受益権の評価明細書 ⑭ 実測図等の写し（地形図の分かるもの） ⑮ 評価方法の明細（その他の財産に係る評価）
4	相続税額の 2 割加算が行われる場合	① 遺言書の写し ② 贈与契約書の写し

Ⅲ 書面による提出が必要な書類

項目	添付書類の名称
納税猶予適用に係る担保提供関係書類 (上記Ⅰ18 イメージデータ対象外書類)	納税猶予適用に当たり提供する担保に係る抵当権設定登記に必要となる書類 (詳細は「 相続税の申告のしかた 」の他、「 相続税・贈与税の延納の手引 」をご参照ください。)
(担保種別)	
(1) 土地	① 担保物所有者の印鑑証明書 ② 担保物所有者の抵当権設定登記承諾書
(2) 建物・立木・登記船舶・自動車等	① 質権設定承認請求書 ② 裏書承認等のある保険証券等 ③ 担保物所有者の印鑑証明書 ④ 担保物所有者の抵当権設定登記（登録）承諾書
(3) 登録国債・地方債・振替国債その他	《登録国債の場合》 ・ 登録済通知書 《登録地方債の場合》 ・ 担保権登録内容証明書 《振替国債・無記名国債・登録地方債以外の地方債の場合》 ・ 供託書正本
(4) 登録社債・登録社債以外の社債等	《登録社債の場合》 ・ 担保権登録内容証明書 《登録社債以外の社債等の場合》 ・ 供託書正本
(5) 上場株式	・ 上場株式の所有者の振替口座簿の写し
(6) 非上場株式等	《株券発行会社の株式を担保とする場合》 ・ 供託書正本 《株券不発行会社の株式を担保とする場合》 ① 相続人等が所有する非上場株式についての質権設定承諾書 ② 印鑑証明書（質権設定承諾書に押印のもの） (注) 上記の他、質権設定後に次の書類を提出する必要があります。 (1) 株主名簿記載事項証明書（会社法第149条第1項の書面で会社の代表権を有する者が記名押印したもの） (2) 上記(1)の押印に係る印鑑証明書 《出資持分を担保とする場合》 ① 質権設定承諾書 ② 印鑑証明書 ③ 対象非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税納税猶予の適用を受ける経営承継相続人等が持分の全部を担保提供する場合に限る）

項目		添付書類の名称
	(7) 保証人（個人・法人）	① 納税保証書 ② 保証人の印鑑証明書
	(8) 認定医療法人の持分	① 質権設定承諾書 ② 印鑑証明書
	(9) 特定美術品	① 寄託相続人が特定美術品を担保として提供するために当該特定美術品に係る寄託先美術館の設置者に対し、当該特定美術品を納税地の所轄税務署長のために保管することを命じたこと及び当該寄託先美術館の設置者が当該保管について承諾したことを証する確定日付のある書類 ② 印鑑証明書 ③ 質権設定承認請求書
	【(1)～(9)共通】	
	第三者の財産を担保とする場合	《未成年者が法定代理人である納税者のための担保を提供する場合》 ① 特別代理人の資格を証する書面としての審判書謄本 ② 特別代理人の印鑑証明書 《物上保証人が法人である場合》 ① 法人の印鑑証明書 ② 議事録原本（法人が物上保証することについて担保提供手続が行われた旨記載されたもの）
	納税者が未成年者・成年被後见人等の場合	《未成年の場合》 ① 未成年者の戸籍謄（抄）本 ② 法定代理人の印鑑証明書 《成年被後见人の場合》 ① 成年被後见人の登記事項証明書 ② 成年後見人の印鑑証明書 《被保佐人又は被補助人（担保提供手続について代理権付与あり）の場合》 ① 被保佐人又は被補助人の登記事項証明書 ② 補佐人又は補助人の印鑑証明書 《被保佐人又は被補助人（担保提供手続について代理権付与なし）の場合》 ① 被保佐人又は被補助人の登記事項証明書 ② 被補佐人又は被補助人の印鑑証明書 ③ 補佐人又は補助人の同意書及び印鑑証明書

Ⅳ その他

次の書類は、イメージデータ・書面ともに、原則、提出していただく必要はありません。

主な項目		添付書類の名称
1	不動産に関する書類	① 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）の写し ② 賃貸借契約書の写し ③ 小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し など
2	事業（農業）用財産に関する書類	資産・負債の残高表の写し など
3	有価証券に関する書類	① 証券、株券、通帳又はその預り証の写し ② 配当金支払通知書（保有株数表示）の写し など
4	現金・預貯金に関する書類	① 預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ② 預貯金通帳の写し など
5	家庭用財産に関する書類	評価に当たって参考とした資料
6	生命保険金等に関する書類	① 保険証券の写し ② 支払保険料計算書の写し など
7	退職手当金等に関する書類	取締役会議事録の写し など
8	立木に関する書類	① 立木証明書の写し ② 森林経営計画書の写し ③ 森林簿の写し ④ 森林組合等の精通者意見の写し など
9	その他の財産に関する書類	① 借用証の写し ② 会員証（券）の写し ③ 賃貸借契約書、通帳、領収書（控）の写し ④ 損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤ 損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し ⑥ 車検証の写し など
10	債務に関する書類	① 納付書の写し ② 納税通知書の写し ③ 請求書の写し ④ 手形の写し ⑤ 賃貸借契約書の写し ⑥ 相続権利放棄申述の証明書の写し など
11	葬式費用に関する書類	① 領収証の写し ② 請求書の写し など
12	生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類	① 贈与証書の写し ② 預貯金通帳の写し ③ 「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る管理残額の写し など

主な項目		添付書類の名称
13	財産の評価に関する書類	① 土地の賃貸借契約書の写し ② 住宅地図の写し ③ 固定資産税評価証明書の写し ④ 納税通知書の写し ⑤ 不動産売買契約書の写し ⑥ 土地の現況写真 など
14	小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合	賃貸借契約書の写し など
15	障害者控除額がある場合	障害者手帳の写し など



ログイン

[サイトマップ](#) [よくあるご質問](#) [お問い合わせ](#) | [文字サイズ](#) [標準](#) [大](#)[個人の方](#)
[法人の方](#)
[初めてのの方はアカウント作成 >](#)[利用者識別番号・パスワードを忘れた方 >](#)[個人の方](#) [法人の方](#) [電子納税](#) [お知らせ](#) [利用可能時間](#) [各ソフト・コーナー](#)[ホーム](#) > [お問い合わせ](#) > [よくある質問\(Q & A\)](#) > [相続税申告の作成・提出についてよくある質問](#)[本文へ](#)

相続税申告の作成・提出についてよくある質問

1. [何年分の申告書をe-Taxで提出（送信）することができますか。](#)
2. [相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。](#)
3. [e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。](#)
4. [納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Taxに対応していない申告書（申告書第3表など）の提出が必要な場合は、電子申告をすることはできないのですか。](#)
5. [申告書等（XML形式）の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。](#)
6. [相続税の修正申告書をe-Taxにより提出（送信）することはできますか。](#)
7. [財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Taxにより申告を行うことができますか。](#)
8. [新たにe-Taxを利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。](#)
9. [所得税や贈与税などの申告をe-Taxにより行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告のe-Taxのために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。](#)
10. [申告書はどのようにして作成・送信するのですか。](#)
11. [e-Taxソフト等における I T 部に入力する財産取得者は、誰（相続人代表、申告書第1表の財産取得者の1人目など）を入力すればよいですか。](#)
12. [国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で相続税の申告書を作成することはできますか。](#)
13. [書面における申告と同様に、相続税申告のe-Taxにおいても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができますか。](#)
14. [税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。](#)
15. [受付結果（受信通知）を確認するにはどうすればいいですか。](#)
16. [税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。](#)
17. [相続税の申告をe-Taxにより行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものはありますか。](#)
18. [相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出することができますか。](#)
19. [添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。](#)
20. [添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量に制限はありますか。](#)
21. [添付書類を光ディスク等で提出することができますか。](#)
22. [光ディスク等に保存可能なファイル数とデータ容量に制限はありますか。](#)
23. [相続税の申告書を提出すべき者が死亡している場合など、e-Taxに対応していない申告書（申告書第1表の付表1）の提出が必要な場合は、電子申告をすることはできないのですか。](#)
24. [申告内容によって、電子申告が利用できない場合がありますか。](#)
25. [税理士等が複数の財産取得者の相続税申告を代理送信する場合において、一部の財産取得者の利用者識別番号が廃止されたまま送信してしまいましたが、エラーはどのように通知されますか。](#)
26. [相続税の申告をe-Taxにより行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。](#)

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (相続税・贈与税に係る財産評価の概要)

令和6年能登半島地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

「令和6年能登半島地震による災害」(特定非常災害)により被害を受けた財産の相続税及び贈与税における評価方法等の概要は、次のとおりとなります。

I 特定非常災害発生日前(令和5年12月31日以前)に取得した財産の評価

1 土地等及び株式等【租税特別措置法に基づく特例評価】

	特例評価の適用要件		評価額
	取得時期	対象となる財産	
土地等	① 令和5年2月28日から令和5年12月31日までの間に相続等(相続又は遺贈)により取得したもの	令和6年1月1日(特定非常災害発生日)において所有していた土地等のうち、特定地域 ^(注1) 内にある土地等【特定土地等】	特定非常災害の発生直後の価額(土地等の価額は、令和6年分の路線価等に「調整率」 ^(注4) を乗じて計算します。)によることができます。
株式等	② 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に贈与により取得したもの	令和6年1月1日において所有していた株式等 ^(注2) のうち、その取得の時に、特定地域内にあった動産等 ^(注3) の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等【特定株式等】	

(注) 1 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域(同項の規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域)をいい、令和6年3月25日現在で、次の地域が該当します。

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
石川県	県内全域	富山県	県内全域
新潟県	県内全域		

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

3 この場合の「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

4 「調整率」については、令和6年7月1日に国税庁ホームページでの公開を予定しています。

2 家屋

特定非常災害発生日前に相続等又は贈与により取得した家屋の価額は、固定資産税評価額に基づいて評価します。

(注) 令和5年中に取得した家屋は令和5年度の固定資産税評価額を用います。

3 参考(災害減免措置)

上記1の特例評価のほか、相続等又は贈与により取得した財産に被害を受けた方で、一定の要件に該当する場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」により相続税又は贈与税が減免されます(詳しくは、[「相続税又は贈与税の災害減免措置について\(令和6年能登半島地震用\)」](#)をご覧ください。)

II 特定非常災害発生日以後(令和6年1月1日以後)に取得した財産の評価

1 土地等

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等のうち、特定地域内にあるものについては、「特定非常災害の発生直後の価額」(令和6年分の路線価等に「調整率」を乗じて計算した価額を基に評価した価額)に準じて評価することができます。

また、課税時期の現況において、特定非常災害により土地等が物理的な被害を受け、原状回復し

ていない場合には、原状回復費用相当額^(注)を控除した価額により評価することができます。

(注) 原状回復費用相当額については、例えば、①原状回復費用の見積額の80%に相当する金額、又は②市街地農地等を宅地に転用する場合において通常必要とされる宅地造成費相当額から算定した金額とする方法が考えられます。

2 家屋

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に相続等又は贈与により取得した被災した家屋の価額は、その取得した家屋について被災後の現況に応じた固定資産税評価額が付されている場合には、令和6年度の固定資産税評価額に基づいて評価します。

なお、被災後の現況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合には、次のとおり評価することができます。

(1) 被災した家屋の評価方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{令和6年度の} \\ \text{固定資産税評価額} \end{array} \times 1.0 \text{ 倍} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{令和6年度の} \\ \text{固定資産税評価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{市町村の条例等に基づく被災した家屋に係る固定資産税の軽減又は免除の割合} \end{array} \right]$$

(2) 被災した家屋について、修理、改良等を行っている場合の評価方法

上記(1)の家屋について、特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に修理、改良等を行っている場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{上記(1)により} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に投下したその修理、改良等に係る費用} \end{array} \times 70\% \right]$$

3 株式等

令和6年1月1日において特定地域内にあった動産等^(注1)の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等^(注2)を、令和6年1月1日以後同日を含むその法人の事業年度の末日までの間に相続等又は贈与により取得した場合において、その株式等を類似業種比準方式又は配当還元方式により評価するときは、上記Ⅰ1の「特定非常災害発生日前に取得した特定株式等」に準じて計算することができます。

(注) 1 この場合の「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

Ⅲ 申告期限の延長について

相続等により財産を取得した相続人等又は贈与により財産を取得した方が、上記Ⅰ1の特例の適用を受けることができる場合の相続税又は贈与税の申告期限は、次のとおりとなります。

なお、相続税について、相続人等のうちに、上記Ⅰ1の特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告期限が次の期限まで延長されます。

税目	財産の取得時期（相続開始の日又は贈与の日）	申告期限
相続税	令和5年2月28日～令和5年12月31日	令和6年11月1日 ^(注)
贈与税	令和5年1月1日～令和5年12月31日	令和6年11月1日 ^(注)

(注) 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和6年11月1日とその延長された期限のいずれか遅い日が申告期限となります。

- このリーフレットは、令和6年3月25日現在の法令等に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所)

署

年分

ページ

(住居表示)		()		所有者		住所 (所在地) 氏 名 (法人名)		使用者		住所 (所在地) 氏 名 (法人名)				
所在地番														
地 目		地 積		線 価		地形図及び参考事項								
宅 地 山 林 田 雑 種 地 畑 ()		㎡		正 面		側 方		側 方		裏 面				
				円		円		円		円				
間口距離		m		利用		自 用 地		私 道		ビル街地区		普通住宅地区		
		区分		貸 宅 地		貸 家 建 付 借 地 権		地区区分		高度商業地区		中小工場地区		
奥行距離		m		貸 家 建 付 借 地 権		転 貸 借 地 権		地区区分		繁華街地区		大工場地区		
				()		()		普通商業・併用住宅地区						
自 用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)											(1㎡当たりの価額)	円	A
	円 × .													
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]											(1㎡当たりの価額)	円	B
	円 + (円 × . × 0.)													
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]											(1㎡当たりの価額)	円	C
	円 + (円 × . × 0.)													
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]											(1㎡当たりの価額)	円	D
	円 + (円 × . × 0.)													
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率)											(1㎡当たりの価額)	円	E
	円 × (. × .)													
5-2 不 整 形 地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※											(1㎡当たりの価額)	円		
円 × 0.														
※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) [不 整 形 地 補 正 率] 0. × . = 0. ① [①、②のいずれか低い] (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0. ② 率、0.6を下限とする。] × . = 0. ② 0. _____													F	
6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※											(1㎡当たりの価額)	円	G	
円 × 0.														
※規模格差補正率の計算 (地積 (A)) (B) (C) (地積 (A)) (小数点以下2位未満切捨て) { (m ² × +) ÷ m ² } × 0.8 = 0.														
7 無 道 路 地 (F又はGのうち該当するもの) (※)											(1㎡当たりの価額)	円	H	
円 × (1 - 0.)														
※割合の計算 (0.4を上限とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち 該当するもの) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.														
8-1 がけ地等を有する宅地 [南 、 東 、 西 、 北] (AからHまでのうち該当するもの) (がけ地補正率)											(1㎡当たりの価額)	円	I	
円 × 0.														
8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※											(1㎡当たりの価額)	円	J	
円 × 0.														
※がけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする。) [南、東、西、北] (特別警戒区域補正率表の補正率) (がけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0.														
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))											(1㎡当たりの価額)	円	K	
円 × (1 - 0.)														
10 私 道 (AからKまでのうち該当するもの)											(1㎡当たりの価額)	円	L	
円 × 0.3														
自 用 地 1 平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうちの該当記号)		地 積		総 額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地 積)										
() 円		m ²										円		
M														

(令和六年分以降用)

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。

2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

3 「がけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「がけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

（令和六年分以降用）

セットバックを必要とする宅地の評価額	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} - \left(\text{円} \times \frac{\text{㎡}}{\text{(総地積)}} \times 0.7 \right) \end{array} \right)$	$\left(\begin{array}{c} \text{(該当地積)} \\ \text{㎡} \end{array} \right)$	（自用地の評価額） 円	N
都市計画道路区域宅地内の評価額	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times 0. \end{array} \right)$	（補正率）	（自用地の評価額） 円	O

大規模工場用地等の評価額	$\left(\begin{array}{c} \text{○ 大規模工場用地等} \\ \text{(正面路線価)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(地積)} \\ \text{㎡} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{(地積が20万㎡以上の場合は0.95)} \\ \end{array} \right)$		円	P
	$\left(\begin{array}{c} \text{○ ゴルフ場用地等} \\ \text{(宅地とした場合の評価額)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(地積)} \\ \text{㎡} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{(1㎡当りの造成費)} \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{(地積)} \\ \text{㎡} \end{array} \right)$		円	Q

敷地利用権の評価額	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(敷地利用権（敷地権）の割合)} \\ \end{array} \right)$		（自用地の評価額） 円	R
区分所有財産に係る居住用の財産割合	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(区分所有補正率)} \\ \end{array} \right)$		（自用地の評価額） 円	S

利用区分	算式	総額	記号
貸宅地	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借地権割合)} \\ \end{array} \right)$	円	T
貸家建付地	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額又はV)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \times 0. \times \frac{\text{㎡}}{\text{㎡}} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借地権割合)} \text{ (借家権割合)} \text{ (賃貸割合)} \end{array} \right)$	円	U
（目的となる土地の）権	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(割合)} \\ \end{array} \right)$	円	V
借地権	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times 0. \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借地権割合)} \\ \end{array} \right)$	円	W
貸借家建付権	$\left(\begin{array}{c} \text{(W, ADのうちの該当記号)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \times \frac{\text{㎡}}{\text{㎡}} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借家権割合)} \text{ (賃貸割合)} \end{array} \right)$	円	X
転貸借地権	$\left(\begin{array}{c} \text{(W, ADのうちの該当記号)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借地権割合)} \\ \end{array} \right)$	円	Y
転借権	$\left(\begin{array}{c} \text{(W, X, ADのうちの該当記号)} \\ \text{円} \times 0. \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借地権割合)} \\ \end{array} \right)$	円	Z
借有する権利	$\left(\begin{array}{c} \text{(W, Z, ADのうちの該当記号)} \\ \text{円} \times 0. \times \frac{\text{㎡}}{\text{㎡}} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(借家権割合)} \text{ (賃貸割合)} \end{array} \right)$	円	AA
（権）	$\left(\begin{array}{c} \text{(自用地の評価額)} \\ \text{円} \times 0. \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(割合)} \\ \end{array} \right)$	円	AB
権利が競合する場合	$\left(\begin{array}{c} \text{(T, Vのうちの該当記号)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(割合)} \\ \end{array} \right)$	円	AC
他の権利と競合する場合	$\left(\begin{array}{c} \text{(W, ABのうちの該当記号)} \\ \text{円} \times (1 - 0.) \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{(割合)} \\ \end{array} \right)$	円	AD
備考			

（注）区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(表)

定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番		(地 積) ㎡	設定年月日	平成 年 月 日	設定期間年数	⑦ 年
			課 税 時 期	令和 年 月 日	残存期間年数	⑧ 年
定期借地権等の種類		一般定期借地権 ・ 建物譲渡特約付借地権 ・ 事業用定期借地権等		設定期間年数に応ずる基準年利率による	複利現価率 ④	
定期借地権等の設定時	自用地としての価額	①	(1㎡当たりの価額 円)	円	複利年金現価率 ⑤	
	通常取引価額	②	(通常の取引価額又は①／0.8)			
課税時期	自用地としての価額	③	(1㎡当たりの価額 円)	円	残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率 ⑥	

(令和六年分以降用)

(注1) 居住用の区分所有財産における定期借地権等を評価する場合の③の自用地としての価額は、令和5年9月28日付課評2-74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」(法令解釈通達)の適用後の価額を記載します。

(注2) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的利益の額の計算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A) 円 = ⑨	〔権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。〕	⑨	権利金等の授受による経済的利益の金額 円
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B) 円	〔保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。〕	⑩	保証金等の授受による経済的利益の金額 円
		(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率) (基準年利率未満の約定利率) (⑤の複利年金現価率) (B) - 〔 (B) × 〕 - 〔 (B) × 〕 × = ⑩			
	の計算	(権利金等の授受による経済的利益の金額) ⑨ 円 + (保証金等の授受による経済的利益の金額) ⑩ 円 + 〔贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額〕 ⑪ 円 =			⑫ (経済的利益の総額) 円
	(注)⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)				
評価額の計算	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円	(経済的利益の総額) ⑫ 円	(⑥の複利年金現価率)	(定期借地権等の評価額) 円	
	×	(設定時の通常取引価額) ② 円	(⑤の複利年金現価率)	⑬	

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地 〔裏面1の④に該当するもの〕	(課税時期における自用地としての価額) ③ 円 - (課税時期における自用地としての価額) ③ 円 × (底地割合 (裏面3参照)) 1 - ③ × (⑥の複利年金現価率) ⑤ = ⑭	(一般定期借地権の目的となっている宅地の評価額) 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地 〔裏面1の⑤に該当するもの〕	課税時期における自用地としての価額 ③ 円 - ⑬ 円 = ⑮ 円 課税時期における自用地としての価額 ③ 円 × (残存期間年数に応じた割合 (裏面4参照)) 1 - ③ = ⑯ 円	⑰ (上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑮と⑯のいずれ) 円)

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に 定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」 に定める評価方法による ㉑
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉒

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代 (設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実際地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準 年利率による年賦償還率	㉓	
	(前払地代に相当する金額) (実際地代の年額(D)) (実質地代の年額(E))						
	$\left[\begin{array}{l} \text{(権利金等㉔)} \quad \text{(㉓の年賦償還率)} \quad \text{(保証金等㉕)} \quad \text{(㉓の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \quad \quad \quad \text{円} \times \end{array} \right] + \quad \text{円} = \quad \text{円}$						
	(差額地代の額) (㉖の複利年金現価率) (同種同等地代の年額(C)) (実質地代の年額(E)) (円 - 円) × =				㉗	贈与を受けたと認められる 差額地代の額がある場 合の経済的利益の金額 円	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の

令和6年度 税制改正のあらまし

このあらましは、令和6年3月30日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

1 特定口座制度の改正

「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次の上場株式等が追加されました。

- (1) 非課税口座内の上場株式等について与えられた一定の新株予約権等の行使又は取得事由の発生により上場株式等の取得をした場合（その上場株式等の取得について、金銭の払込みを要する場合に限り、）で、その取得する上場株式等の全てを、その行使又は取得事由の発生の時に、その非課税口座と同一の金融商品取引業者等に開設する特定口座に係る振替口座簿に記載する等の方法により受け入れるもの（措令25の10の2⑭二十九）。
- (2) 居住者等が同一の金融商品取引業者等に開設する非課税口座及び特定口座に係る同一銘柄の上場株式等について生じた株式の分割等の事由により取得する上場株式等（その非課税口座又は特定口座に受け入れることができるものを除きます。）（措令25の10の2⑭三十）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、令和6年4月1日以後に一定の新株予約権等の行使又は取得事由の発生により特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

上記(2)の改正は、令和6年4月1日以後に株式の分割等の事由により特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

2 エンジェル税制に関する改正

- (1) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」について、次の措置が講じられました。
 - イ 適用対象となる特定株式の取得に要した金額に、その特定株式が一定の株式会社により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合におけるその新株予約権の取得に要した金額を含むこととされました（措法37の13①、措令25の12④）。
 - ロ 適用対象に、一定の株式会社により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をする方法が加えられました（措法37の13①一、二イ、中小企業等経営強化法施行規則11④）。
 - ハ 特例の適用を受けた年の翌年以後の各年分における控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法について、「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」の適用を受けた控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法と同様とする明確化が行われました（措令25の12⑦、措規18の15⑨）。
- (2) 「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」について、適用対象に、一定の株式会社により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をする方法が加えられました（措法37の13の3、中小企業等経営強化法施行規則11④）。



2 エンジェル税制に関する改正（続き）

(3) 「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」について、次の措置が講じられました。

イ 適用対象となる特定新規株式の取得に要した金額に、その特定新規株式が一定の株式会社により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合におけるその新株予約権の取得に要した金額を含むこととされました（措法 41 の 19①、措令 26 の 28 の 3③）。

ロ 適用対象に、一定の株式会社により発行される特定新規株式を一定の信託を通じて取得をする方法が加えられました（措法 41 の 19①一、二、中小企業等経営強化法施行規則 11④）。

ハ ①適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限及び②適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が、それぞれ令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 41 の 19①四、五）。

《適用時期》

上記(1)イ及び(3)イの改正は、個人が令和 6 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得をする一定の新株予約権の行使により取得をする特定株式又は特定新規株式について適用されます。

上記(1)ロ、(2)及び(3)ロの改正は、令和 6 年 4 月 1 日以後に中小企業等経営強化法第 6 条に規定する特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用され、同日前にその特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、従前のとおりとなります。

3 N I S A 制度の改正

「N I S A（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました。

(1) 非課税口座内の上場株式等について与えられた一定の新株予約権等の行使又は取得事由の発生に際して金銭の払込み（その金銭の払込みがその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われるものに限り）により取得した上場株式等（その上場株式等の取得の対価としてその金銭の払込みのみをするものに限り）については、金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合と同様の受入期間及び取得対価の額の合計額に係る要件（年間投資上限額 240 万円の要件等）その他の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れることができることとされました（措法 37 の 14⑤六ハ、措令 25 の 13③④）。

(2) 非課税口座内の上場株式等について与えられた一定の新株予約権等の行使又は取得事由の発生により取得する上場株式等（その取得に金銭の払込みを要するものに限り）は、非課税管理勘定（一般 N I S A）又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から除外されました（措令 25 の 13⑫十、⑬）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得をする上場株式等について適用され、同日前に取得をした上場株式等については、従前のとおりとなります。

上記(2)の改正は、令和 6 年 4 月 1 日以後に一定の新株予約権等の行使又は取得事由の発生により取得する上場株式等について適用され、同日前にその行使又は取得事由の発生により取得する上場株式等については、従前のとおりとなります。

4 ストックオプション税制の改正

「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」について、次の措置が講じられました。

4 スtockオプション税制の改正（続き）

- (1) その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、一定の株式会社が付与する新株予約権については、最大 3,600 万円（改正前：1,200 万円）まで引き上げられました（措法 29 の 2 ①、措規 11 の 3 ①）。
- (2) 適用対象となる新株予約権の行使により取得をする株式の管理の方法について、「金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件に代えて、「新株予約権の行使により交付をされるその株式会社の株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理に関する取決めに従い、その取得後直ちに、その株式会社により管理がされること」との要件を選択適用できることとされました（措法 29 の 2 ①六、措令 19 の 3 ⑦～⑩、措規 11 の 3 ③、④）。

《適用時期》

上記の改正は、令和 6 年分以後の所得税について適用され、令和 5 年分以前の所得税については、従前のとおりとなります。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

1 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する改正

「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」について、次の措置が講じられました。

- (1) 適用対象に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（その都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、一定の要件を満たす場合に限ります。）が加えられました（措法 34②三の二、措令 22 の 7 ②一、二）。
- (2) 適用対象に、都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（その都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、一定の要件を満たす場合に限ります。）が加えられました（措法 34②三の三、措令 22 の 7 ③）。
- (3) 適用対象から、都市緑地法に定める特別緑地保全地区内の土地等が、同法の規定により緑地保全・緑化推進法人に買い取られる場合が除外されました（措法 34②三）。

《適用時期》

上記(1)及び(2)の改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年 4 月 1 日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用されます。

上記(3)の改正は、個人の有する土地等が同法の施行の日前に買い取られた場合については、従前のとおりとなります。

2 居住用財産の譲渡に関する改正

- (1) 「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」について、次の措置が講じられました。

イ 本特例の適用を受けようとする個人が、買換え資産の住宅借入金等に係る債権者に対して、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）」の適用申請書を提出している場合には、本特例を受ける際の確定申告書への住宅借入金等の残高証明書の添付が不要とされました（措規 18 の 25 ②、⑪）。

ロ 適用期限が令和 7 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 41 の 5 ⑦一）。

- (2) 「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」について、特例の適用期限が令和 7 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 36 の 2 ①、②、36 の 5、41 の 5 の 2 ⑦一）。

《適用時期》

上記(1)イの改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます。

3 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等について、適用対象に、次に掲げる場合が追加されました（措法33①七、八、33の4、措令22①）。
- イ 土地収用法に規定する事業の施行者が行うその事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により補償金を取得する場合
 - ロ 地方公共団体が漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づき公益上やむを得ない必要が生じたときに行う漁港水面施設運営権の取消しに伴う資産の消滅等により補償金を取得する場合

《適用時期》

上記の改正は、令和6年4月1日から適用されます。

- (2) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」の適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合について、特例の適用期限が令和8年12月31日まで3年延長されました（措法34の2②三）。

【新たな公益信託制度の創設に伴う譲渡所得についての改正（主なもの）】

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、譲渡所得に関する規定について、次の改正が行われました。

- (1) 公益信託に関する法律（令和6年4月1日現在未成立）第2条第1項第1号に規定する公益信託（以下「公益信託」といいます。）の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものについては一定の計算をした金額に相当する部分に限ります。）については、所得税を課さないこととされました（所法11②）。
- (2) 公益信託の委託者（居住者に限ります。）がその有する資産を信託した場合には、その資産を信託した時において、その公益信託の委託者からその公益信託の受託者に対して贈与（その公益信託が信託法第3条第2号に掲げる方法によってされた場合には、遺贈）によりその資産の移転が行われたものとして、その公益信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとされました（所法67の3⑧）。
- (3) 所得税法第59条第1項第1号のみなし譲渡所得の対象に、公益信託の受託者である個人に対する贈与（信託財産とするものに限ります。）及び公益信託の受託者である個人に対する遺贈（信託財産とするものに限ります。）が追加されました（所法59①一）。
- (4) 次の特例等について、所要の措置が講じられました。
- イ 贈与等により取得した資産の取得費等（所法60①一、④）
 - ロ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60の2⑥二、三）
 - ハ 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60の3⑥二、三）
 - ニ 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法29の2④）
 - ホ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3③）
 - ヘ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3③二ハ、措令25の10の2⑭三）

《適用時期》

上記(1)の改正は、公益信託に関する法律の施行の日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）以後に効力が生ずる公益信託（同法附則に規定する移行認可を受けた信託を含みます。）について適用されます。

上記(2)～(4)の改正は、同法の施行の日から適用されます。

- このあらましは、令和6年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらまし

このパンフレットは、次の制度の概要を解説したものです。

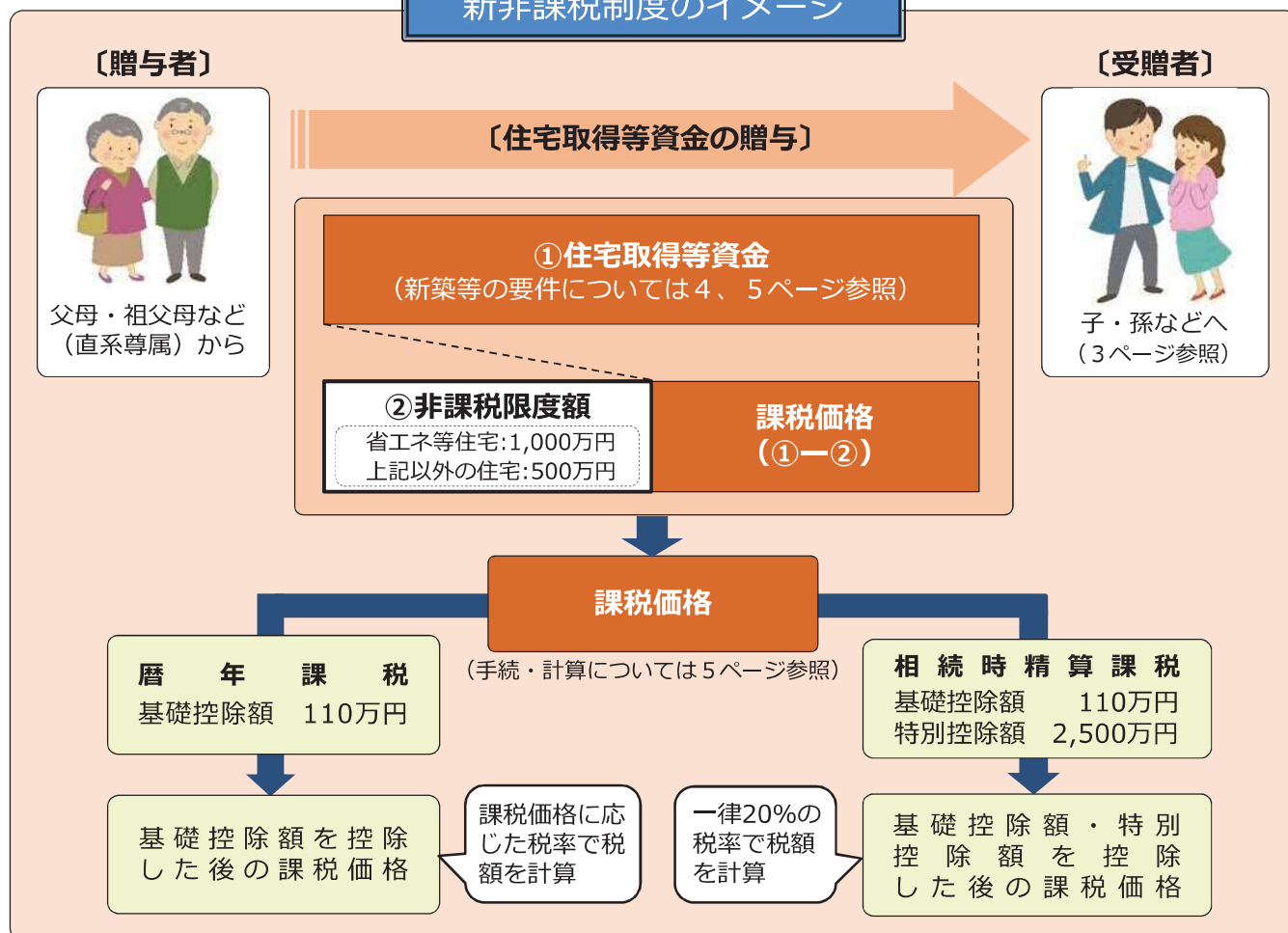
- I 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（1ページ）
- II 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（6ページ）
- III 「災害等に関する税制上の措置」（7ページ）

I 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

制度の概要

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、**2ページの1の非課税限度額まで**の金額について、**贈与税が非課税**となります（以下、この制度を「新非課税制度」といいます。）。

新非課税制度のイメージ



このあらましは、令和6年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

令和6年5月



税務署

この社会あなたの税がいきている

1 受贈者ごとの非課税限度額

受贈者ごとの非課税限度額は、受贈者が新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の種類に応じた次の表の金額となります。

なお、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

贈与の時期	住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで		1,000万円	500万円

☞ 「省エネ等住宅」とは、家屋の区分に応じ、次の表 1 の省エネルギー性能、耐震性能又はバリアフリー性能のいずれかの基準（省エネ等基準）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次の表 2 の A から F のいずれかの書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

【表 1 省エネ等基準等】

家屋の区分	省エネ等基準			添付する書類
	省エネルギー性能	耐震性能	バリアフリー性能	
① 新築をした住宅用の家屋	断熱等性能等級 5 以上（※ 1）かつ 一次エネルギー 消費量等級 6 以上 （※ 2）	耐震等級 〔構造躯体の 倒壊等防止〕 2 以上 又は 免震建築物	高齢者等配慮 対策等級 〔専用部分〕 3 以上	表 2 の A から E の いずれかの書類
② 建築後使用されたことのない 住宅用の家屋				
③ 建築後使用されたことのある 住宅用の家屋	断熱等性能等級 4 以上 又は 一次エネルギー 消費量等級 4 以上			表 2 の A、B 又は F のいずれかの書類
④ 増改築等をした住宅用の 家屋				

※ 1 断熱等性能等級の評価基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を除きます。

※ 2 令和 5 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた住宅用の家屋又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅用の家屋で、断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上のいずれかに適合する住宅用の家屋であることにつき、表 2 の A から E のいずれかの書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものについては、省エネ等住宅に該当するものとみなされます。

なお、その省エネ等住宅に該当するものとみなされた住宅用の家屋が、令和 5 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの（令和 6 年 6 月 30 日までに建築されたものを除きます。）の場合は、表 2 の A から E のいずれかの書類に加えて、確認済証の写し又は検査済証の写しも贈与税の申告書に添付する必要があります。

【表 2 添付書類】

	証明書などの名称
A	住宅性能証明書（※ 3）
B	建設住宅性能評価書の写し（※ 3）
C	住宅省エネルギー性能証明書（※ 4）
D	次の a 及び b の 両方の書類（※ 5）
	a 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※ 6） b 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※ 7）又は 認定長期優良住宅建築証明書
E	次の c 及び d の 両方の書類
	c 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し d 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※ 7）又は 認定低炭素住宅建築証明書
F	増改築等工事証明書（※ 8）

※ 3 証明対象の家屋が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前 2 年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。

※ 4 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。

- (1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の日前に、その証明のための家屋の調査が終了したもの
- (2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の日前 2 年以内又は取得の日以後 6 か月以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの

※ 5 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、b の書類を除きます。

※ 6 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。

※ 7 証明対象の家屋が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。

※ 8 増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明がされたものに限ります。

○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。

【ご注意ください！】

所得税の住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）を適用する場合

新非課税制度等の適用を受ける人（注1）が、**所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合において、次の①の金額が②の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については住宅ローン控除の適用はありません** のでご注意ください。

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額
- ② 住宅用の家屋の新築等の対価の額又は費用の額（注2）から、新非課税制度等の適用を受けた部分の金額を差し引いた額（注3）

（注1）6ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合も同様です。

（注2）上記①の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。

（注3）住宅の新築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

2 受贈者等の要件

1	贈与を受けた時に 贈与者の直系卑属 （贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 （注）配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には当たりませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に当たります。
2	贈与を受けた年の1月1日において 18歳以上 であること。
3	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000万円以下 （新築等をした住宅用の家屋の床面積が 40㎡以上50㎡未満 である場合は 1,000万円以下 ）であること。
4	平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の 適用を受けたことがないこと （以下、この期間の「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の制度を「旧非課税制度」といいます。）。
5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋を取得したものであること、又はこれらの人との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものであること。
6	贈与を受けた年の 翌年3月15日までに 、住宅取得等資金の全額を充てて 住宅用の家屋の新築等 （4、5ページ参照） をすること 。 （注）受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この新非課税制度の適用を受けることはできません。
7	贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること。 （注）贈与を受けた時に上記の要件に該当しない場合であっても、一定の要件の下に、対象となる場合があります。
8	贈与を受けた年の 翌年3月15日までにその家屋に居住すること 又は同日後遅滞なくその家屋に 居住することが確実であると見込まれること 。 （注）贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、原則としてこの新非課税制度の適用を受けることはできませんので、修正申告が必要となります。

☞ 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額
ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

3 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅用の家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅用の家屋の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は、日本国内にあるものに限られます。



(1) 新築又は取得の場合の要件

1	新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が 40㎡以上240㎡以下 で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
---	--

取得をした住宅用の家屋が次のいずれかに該当するものであること。

- ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
- ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの
- ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次のいずれかの書類により証明がされたもの

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し（耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの）
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

（注）上記aからcの書類は家屋の取得の日前2年以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの、評価されたもの又は保険契約が締結されたものに限りま。

- ④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、次に掲げる証明書等により証明がされたもの

2

	申請書等	証明書等	（参考）耐震改修を行うことについての申請先
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し（耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの）	登録住宅性能評価機関
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人

（注）申請書等は住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに、また、証明書等は贈与を受けた年の翌年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限りま。

(2) 増改築等の場合の要件

1	増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>40㎡以上240㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。						
2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明がされたものであること。 <table border="1"> <tr> <td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr> <tr> <td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr> <tr> <td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr> </table> （注）増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）
a	確認済証の写し						
b	検査済証の写し						
c	増改築等工事証明書（注）						
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が100万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること。						

（注1）「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

（注2）「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

（注3）「取得」の場合には、上記（注1）及び（注2）の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、新非課税制度の適用を受けることはできません。

4 申告の手続

新非課税制度は、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までです。

（注）申告期限の日（3月15日）が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限となります。

5 贈与税の計算（他の控除との併用可能）

新非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税にあっては基礎控除（110万円）及び特別控除（2,500万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税を適用した金額（基礎控除後の金額）は、贈与者が亡くなった時の相続税の課税価格に加算されます。

(1) 暦年課税の場合の適用税率

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

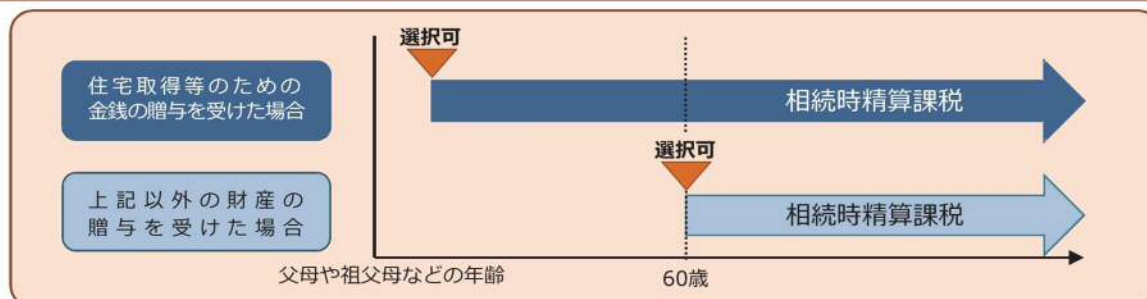
(2) 相続時精算課税の場合の適用税率

一律20%

Ⅱ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

制度の概要

平成15年1月1日から令和8年12月31日までに、父母や祖父母などからの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において**60歳未満であつても相続時精算課税を選択**することができます。



1 受贈者等の要件

- 1 贈与を受けた時に**贈与者の直系卑属**（子や孫など）である推定相続人であること又は贈与を受けた時に贈与者の孫であること。
- 2 「Ⅰ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の「2 受贈者等の要件」（3ページ参照）の2、5、6、7及び8の要件のいずれにも該当すること。

2 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅用の家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅用の家屋の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は、日本国内にあるものに限られます。

(1) 新築又は取得の場合の要件

- 1 新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が**40㎡以上**で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
- 2 「Ⅰ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の「3 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「(1) 新築又は取得の場合の要件」（4ページ参照）の2の要件に該当すること。

(2) 増改築等の場合の要件

- 1 増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が**40㎡以上**で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
- 2 「Ⅰ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の「3 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「(2) 増改築等の場合の要件」（5ページ参照）の2及び3の要件に該当すること。

3 申告の手続

この制度は、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Ⅲ 災害等に関する税制上の措置

1 住宅取得等資金の非課税の再適用

新非課税制度又は旧非課税制度の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害（注1）により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合については、次の措置が設けられています（注2）。

- (1) 新非課税制度の適用を受けて既に贈与税が非課税となった金額がある場合であっても、その受贈者が新たに贈与を受けた金銭で住宅用の家屋の新築等をするときは、非課税限度額の算定に当たってはその金額を控除する必要はありません。
- (2) 平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で旧非課税制度の適用を受けた場合でも、一定の要件を満たすときは、新非課税制度の適用を受けることができます。

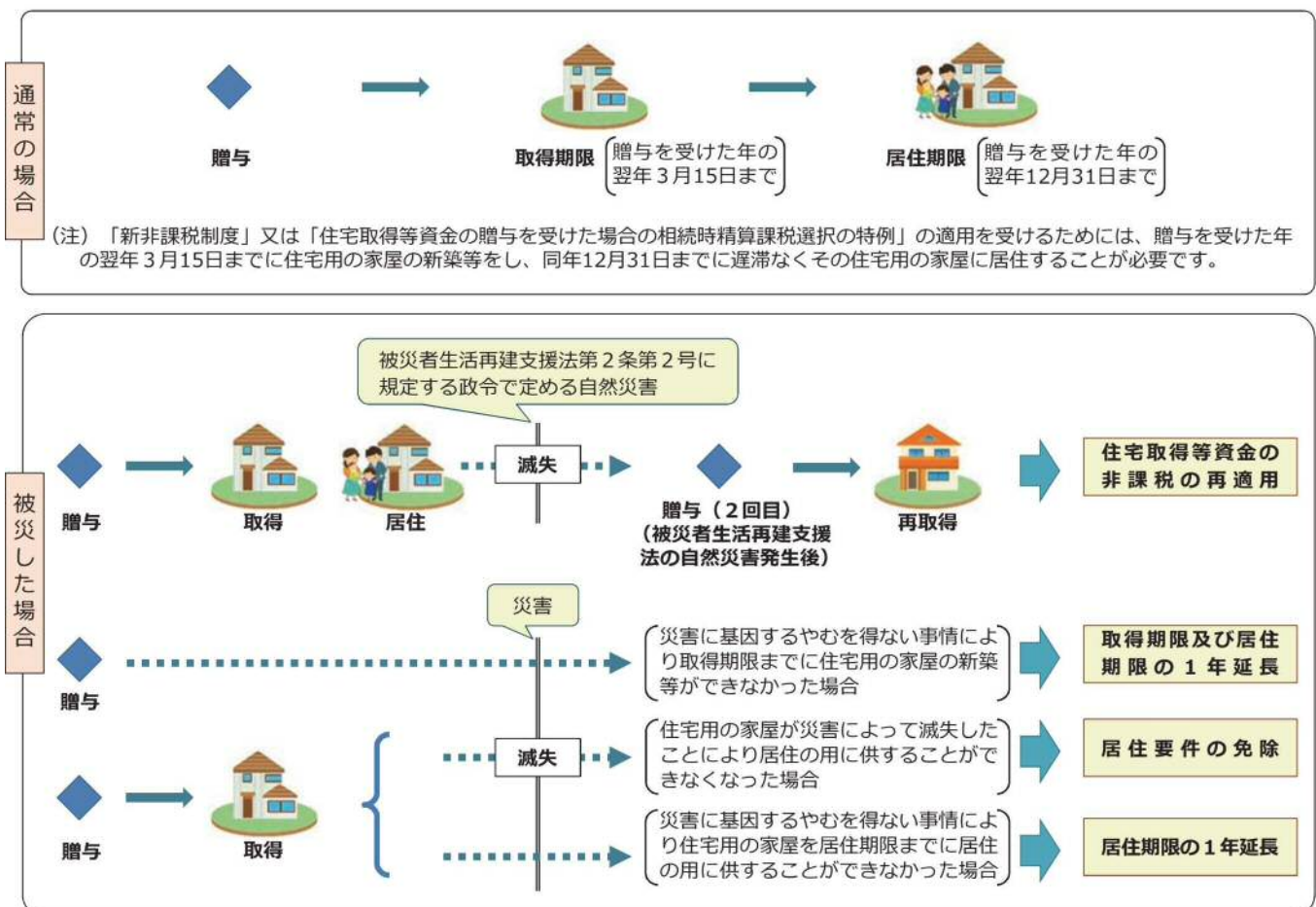
（注1）「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html をご覧ください。

（注2）「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」以外の災害の場合は、上記の措置（住宅取得等資金の非課税の再適用）の適用はありませんので、ご注意ください。

2 取得期限及び居住期限の1年延長並びに居住要件の免除

「新非課税制度」及び「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」における住宅用家屋の取得期限及び居住期限並びに居住要件について、災害に基因するやむを得ない事情等が生じた場合には、次の措置が設けられています。

- (1) 災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、住宅用家屋の取得期限及び居住期限がそれぞれ1年延長されます。
- (2) 新築等をした住宅用の家屋が災害によって滅失をしたことにより、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住できなかったときであっても、上記の制度の適用を受けることができます。
- (3) 災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年12月31日までにその住宅用の家屋に居住できなかった場合には、その居住期限が1年延長されます。





「新非課税制度」等に関するQ & A



Q 1 父と母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の新非課税制度の適用

問 私は、令和6年5月に父と母から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受け、その資金で同月中に省エネ等住宅（2ページ参照）を取得し、同年中に居住を開始しました。贈与者ごとに新非課税制度の適用を受けられますか。

答 この場合の新非課税限度額は、受贈者1人について1,000万円が限度となりますので（2ページの「1受贈者ごとの新非課税限度額」参照）、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2名）のうち1,000万円について新非課税制度の適用を受けることができます。なお、新非課税制度の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

Q 2 家屋を所有しない（持分を取得しない）場合

問 私は、配偶者と共に住宅を取得するに当たり、祖父から贈与を受けた金銭の全額をその敷地（土地）の取得の対価に充てて、その土地の上の家屋は配偶者が銀行からの借入金により取得しました。

この結果、土地は私と配偶者の共有、家屋は配偶者の単独所有となりましたが、私が祖父から贈与を受けた金銭について新非課税制度の適用を受けることはできますか。

答 新非課税制度は、贈与を受けた金銭を、新築等をする住宅用家屋の敷地の用に供される土地等の取得に充てる場合も対象となりますが、その贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その取得した土地の上の住宅用の家屋を所有する（共有持分を有する場合も含みます。）ことにならない場合は新非課税制度の適用を受けることはできません。

Q 3 マンション又は建売住宅を取得する場合の取得期限

問 私は、令和6年12月に父から住宅取得のために贈与を受けた金銭を、同月中に契約締結したマンションの頭金の支払に充てましたが、このマンションの完成・引渡しは令和7年6月になる予定です。

この場合、私は新非課税制度の適用を受けられますか。

答 マンションや建売住宅の場合は、住宅用家屋の「取得」に当たりますが、この場合、住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、新非課税制度の適用を受けられません。



Q 4 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問 私は、令和5年中に母（満57歳）から住宅取得のための資金として3,500万円の贈与を受け、令和5年分の贈与税の申告では「旧非課税制度（3ページ参照）」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（6ページ参照）」の適用を受けています。

令和6年に母から現金300万円の贈与を受けましたが、令和6年分の贈与税の申告はどのようになりますか。

答 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが令和6年に贈与を受けた現金300万円は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

令和6年分の贈与税の申告から スマホ申告 が可能になります！

※ 令和7年1月上旬に確定申告書等作成コーナーで公開予定



令和6年6月19日
熊谷県税事務所

県税事務所別電子申告利用率

	令和5年度（6年3月31日現在）		
	全申告件数	電子申告による 申告件数	利用率
さいたま	38,885	33,816	86.96%
川口	29,561	25,169	85.14%
川越	19,174	16,494	86.02%
飯能	7,926	6,551	82.65%
東松山	5,379	4,576	85.07%
秩父	2,706	2,255	83.33%
本庄	3,599	3,102	86.19%
熊谷	9,705	8,247	84.98%
行田	6,002	5,212	86.84%
春日部	17,195	14,462	84.11%
越谷	28,471	24,250	85.17%
朝霞	12,193	10,195	83.61%
所沢	11,973	9,985	83.40%
上尾	10,906	9,135	83.76%
全県	203,675	173,449	85.16%

eLTAXによるプレ申告データ等の 確認方法について

eLTAXでは、次の手順で埼玉県の「納税番号」や「プレ申告データ」を確認できます。ぜひ、ご活用ください。

※ 納税番号とは、埼玉県にて付与した9桁の番号で、電子申告様式の管理番号のことです。

プレ申告データとは、申告を行う際の参考となるよう、埼玉県から納税者へ送付されるデータ（前年申告の内容等をもとに申告データの一部の項目があらかじめ設定されている申告データ）のことです。

① 「メッセージ照会」を選択



② 納税者等がメッセージを確認する場合は 「メッセージ照会（本人）」を、代理人が メッセージを確認する場合は「メッセージ 照会（関与先）」を選択



③ 「プレ申告データに関するお知らせ」を 開き、「作成」を選択



④ 「作成方法選択画面」で「手入力による 作成」を選択し「次へ」



⑥ 「申告データ作成結果一覧（地方税）」を
「次へ」

[illegible]

⑦ 「申告データ表示・編集（本表）」が表示され、プレ申告データび納税番号（管理番号（9桁））を確認することができます。

[illegible]

埼玉県マスコット

コバトン&さいたまっち

お問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第一担当

TEL 048(523)2036